

令和3年第12回 階上町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年12月9日(木)午後1時55分から午後2時22分

2. 開催場所 階上町役場 3階 委員会室

3. 出席委員 (14人)

	1番	坂	政	和
	2番	笹山	勝彦	
	3番	荒道	秀雄	
	4番	鹿原	仁	
	5番	堰合	とし	
	6番	阿部	範彦	
	7番	浜谷	秀雄	
	8番	長根	義則	
	9番	久保	雅庸	
	10番	中城	司	
	11番	郷州	公典	
	12番	土橋	剛	
会長職務代理者	13番	横道	文男	
会長	14番	百目木	憲一	

4. 出席農地利用最適化推進委員 (8人)

石鉢地区	森	正浩
鳥屋部地区	堰合	繁
田代地区	水合	達徳
登切地区	清水頭	保孝
赤保内地区	桑原	英世
大蛇地区	上山	清治
道仏地区	糸坪	岩雄
小舟渡地区	平戸	三雄

5. 欠席推進委員 (1人)

金山沢地区	向井	成男
-------	----	----

6. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理  
について
- 第4 議案第26号 農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の  
転用許可について
- 第5 議案第27号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可  
に係る意見について
- 第6 議案第28号 階上農業振興地域整備計画の変更に係る意見につ  
いて

7. 農業委員会事務局職員

参 事 (事務局長)	引敷林 広 貴
総括主幹 (事務局次長)	森 淳
総括主幹	境 祥 子

## 8. 総会の概要

議 長	<p>ただいまの出席委員は、農業委員 14 名、農地利用最適化推進委員 8 名です。農業委員の数が過半数に達していますので、令和 3 年第 12 回階上町農業委員会総会を開催します。</p> <p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p> <p>日程第 1、「会議録署名委員の指名について」を議題といたします。</p> <p>会議録署名委員は、議長において、6 番 阿部委員、8 番 長根委員を指名します。</p> <p>日程第 2、「会期の決定について」を議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>会期は本日 1 日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定します。</p> <p>これより、議事に入ります。</p> <p>日程第 3、報告第 10 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」の件を議題といたします。</p> <p>事務局より案件の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、報告第 10 号について朗読いたします。</p> <p><u>1 ページ</u>をお願いします。【議案朗読】</p> <p>報告第 10 号の詳細についてご説明いたします。</p> <p>番号 4 は、借人が貸人より農地法第 3 条により使用貸借していた農地について、令和 6 年 5 月までの貸借期間がございませけれども、貸人の孫が新規就農によるねぎの作付のため、中間管理事業を通じて借りることとなり、双方の合意に基づき解約することとしたので、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書を作成し、農業委員会に届け出があったものです。その受理したことについて、直近の農業委員会に報告するものです。</p> <p>以上で朗読並びに説明を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>

	<p>無いようですので、報告第 10 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」の件を終了します。</p> <p>次に日程第 4、議案第 26 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の転用許可について」の件を議題といたします。事務局より案件の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 26 号について朗読いたします。</p> <p><u>2 ページ</u>をご覧ください。【議案朗読】</p> <p>議案第 26 号の詳細について説明いたします。</p> <p>本案は、譲渡人の孫である譲受人が住宅を新築するにあたり、その用地を贈与するものです。自己所有地が他になく、建築費用を抑えなければ資金不足により建築できない状況となることから、本農地の一部を活用する以外に選択できない状況だったことなど、代替地を検討しましたが、他に取得可能な用地がないことなどから、妥当と考えるものです。贈与する農地の面積は 330 m<sup>2</sup>で建築する建物の面積は 78.60 m<sup>2</sup>で建ぺい率は 23.83%となるものです。農地への住宅建築要件である面積 500 m<sup>2</sup>以内、建ぺい率 20%以上に該当しているものになります。また、本農地は主要な町道に面している土地で、周りには山林や住宅地が多く、小集団の農地となっており、第 2 種農地に区分されることから許可相当と判断するものです。</p> <p>以上で朗読並びに説明を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に関連して、番号 8 の地区担当の糸坪推進委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>11 月 29 日午後 2 時 45 分、会長、次長、事務局、行政書士、住宅会社、浜谷委員、私の以上 7 名で現地確認をしました。住宅建築ということですが、交差点のそばでありますけれども、車通りも激しくないところでした。詳細は事務局の説明のとおりです。</p> <p>ご審議のほうよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局並びに推進委員の説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>無いようですので採決します。議案第 26 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の転用許可について」の件に賛成の農業委</p>

	員は挙手をお願いします。
委 員	(全員挙手)
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第 26 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の転用許可について」の件は承認します。</p> <p>次に日程第 5、議案第 27 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」の件を議題といたします。</p> <p>事務局より案件の朗読と説明をお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、議案第 27 号について朗読いたします。</p> <p><u>3 ページ</u>をご覧ください。【議案朗読】</p>
事務局	<p>議案第 27 号の詳細について説明いたします。</p> <p>番号 4 の申請は、譲受人である有限会社が自社事業拡大のために、資材置場として、現在の事務所に隣接している本農地について買収し拡張を図るものです。当町農業委員会では、県より権限移譲を受けていることから、3,000 m<sup>2</sup>未満については独自で決定する権限がありますが、申請面積が合計で 3,415 m<sup>2</sup>となり異常設審議委員会の意見を徴し、意見なしの場合のみ許可することができるものです。本農地は、食品工場などが隣接する地域にあり、平成 21 年農林水産省経営局長並びに農村振興局長連盟通知第 2 の 1 (1) エ (ア) A により、街区の面積に占める宅地の割合が 40%を超える区域内にある農地の規定を適用し、申請地を含む外周を囲むことができる町道で区画した範囲の住宅面積の割合を計算した結果、49.28%となりましたので、第 3 種農地と判断し許可相当と考えるものです。</p> <p>以上で朗読並びに説明を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に関連して、番号 4 の地区担当の森推進委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>11 月 29 日午後 2 時 30 分から、会長、次長、事務局、郷州農業委員と、土地家屋調査士、私とで現地確認を行いました。現状としては手前側を去年農地転用しました。石が敷いてあって資材置き場にするには問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局並びに推進委員の説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>無いようですので採決します。議案第 27 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく転用許可に係る意見について」の件に賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第 28 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく転用許可に係る意見について」の件は承認します。</p>
事務局	<p>次に日程第 6、議案第 28 号「階上農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」の件を議題といたします。 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 28 号の詳細について説明いたします。 番号 1 は、申請人である有限会社が採卵鶏用堆肥舎を建設するために、農業振興地域の農用地指定から農業用施設用地に指定用途の変更をするため申請しているものです。本申請地は、総面積 11,264 m<sup>2</sup>の畑であり、うち堆肥舎建設部分 5,817.5 m<sup>2</sup>について変更をかけるものです。申請地には、隣接する農地もなく申請地も現況が原野化している農地であり農振区域も単筆の農振農用地ということから、今後、周辺農地の耕作の支障とはならないと思われま。また、事業計画では現在は大建プラントで焼却による堆肥の肥料化を行っていますけれども、今回、攪拌により発酵される直列プラント 2 基を建設することにより、焼却時の煙や臭いなどがなくなり、近隣への影響や環境への配慮もなされていることから、同意して差し支えないと考えるものです。なお、農振計画の用途変更後に堆肥舎建設にあたり農地法第 5 条の申請が必要となります。現在の計画面積が 5,817.5 m<sup>2</sup>となることから、県の常設審議委員会の意見徴収が必要な案件となります。 以上で朗読並びに説明を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いしますが、番号 1 の地区担当の向井推進委員は都合により欠席ですので、阿部委員よりお願いいたします。</p>

委員	<p>11月29日午後2時より現地にて、有限会社、会長、次長、事務局、向井推進委員、私の6名で現地確認いたしました。詳細は次長の説明のとおりでございます。どうぞよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局並びに委員の説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>無いようですので、採決します。議案第28号「階上農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」の件に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第28号「階上農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」の件は原案のとおり承認し、階上町長へ回答します。</p> <p>これにて本会議に付議された全案件が終了しました。</p> <p>以上をもちまして、令和3年第12回階上町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
事務局	<p>修礼を行います。</p> <p>礼。直れ。ご着席ください。</p> <p>令和3年12月9日</p> <p>議事録署名者 議長 <u>百目木 憲一</u></p> <p>6番 <u>阿部 範彦</u></p> <p>8番 <u>長根 義則</u></p>